入札公告時における積算参考資料の明示要領(試行) 新旧対照表 【1/3】

※対象関係が明確になるよう下線部分のみ変更

新	IΒ
1ページ	1ページ
入札公告時における積算参考資料の明示要領(試行)	入札公告時における積算参考資料の明示要領(試行)
1 目的 本要領は、土木工事の積算において、見積り等で決定した単価及び歩掛をはじめ、仮設材の賃料日数及び借地料など、これまで非公表としていた積算条件について、入札過程における積算条件の透明性、客観性及び事務の効率性を確保することを目的とし、入札公告時に従来の設計図書とは別に積算参考資料として明示することとしたので、これらに関連する必要事項を定めるものである。	1 目的 本要領は、土木工事の積算において、見積り等で決定した単価及び歩掛をはじめ、仮設材の賃料日数及び借地料など、これまで非公表としていた積算条件について、入札過程における積算条件の透明性、客観性及び事務の効率性を確保することを目的とし、入札公告時に従来の設計図書とは別に積算参考資料として明示することとしたので、これらに関連する必要事項を定めるものである。
 2 適用範囲 本要領は、以下の全てに該当するものに適用する。 (1) さいたま市が発注する土木工事 ただし、単価契約工事は除く。 (2) 令和7年7月1日以降に起案する工事 (3) 本要領の「4 明示する内容」に規定する内容を含む工事 	2 適用範囲 本要領は、以下の全てに該当するものに適用する。 (1) さいたま市が発注する土木工事 ただし、単価契約工事は除く。 (2) 令和6年10月1日以降に起案する工事 (3) 本要領の「4 明示する内容」に規定する内容を含む工事
本要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。 (1)設計図書 契約条件となるもの。 発注者が指定する目的物の仕様、規格・寸法、数量等を示したもので、工事仕 様書(ただし、使用機械及び施工方法を除く。)、特記仕様書、数量総括表、設計 図などを指し、受注者が任意で決定することができない条件。 (2)積算参考資料	本要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。 (1)設計図書 契約条件となるもの。 発注者が指定する目的物の仕様、規格・寸法、数量等を示したもので、工事仕 様書(ただし、使用機械及び施工方法を除く。)、特記仕様書、数量総括表、設計 図などを指し、受注者が任意で決定することができない条件。 (2)積算参考資料
(省略)	(省略)

入札公告時における積算参考資料の明示要領(試行) 新旧対照表 【2/3】

※対象関係が明確になるよう下線部分のみ変更

新	大利家国际が明確になるよう下極的力のの変更 IB
2ページ	2ページ
規格・寸法、単位、物価資料の掲載頁等を明示。 イ)見積り等 「さいたま市土木工事標準積算基準書 I -2-①-1 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格 3) 1)及び2)の方法によりがたい場合」に該当するものについて、登録 コード、資材名、規格・寸法、単位、採用単価等を明示。 なお、特別調査(臨時)を含むものとする。 (2)歩掛 見積り歩掛 「さいたま市土木工事標準積算基準書 I -2-①-2 ①直接工事費 2歩掛(2)見 積りによる施工歩掛の決定について」に該当するものについて、工種、歩掛構成 (名称、規格、単位、数量)、日当り施工量等を明示。	規格・寸法、単位等を明示。 イ) 見積り等 「さいたま市土木工事標準積算基準書 I -2-①-1 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格 3) 1) 及び2) の方法によりがたい場合」に該当するものについて、登録 コード、資材名、規格・寸法、単位、採用単価等を明示。 なお、特別調査 (臨時)を含むものとする。 (2) 歩掛 見積り歩掛 「さいたま市土木工事標準積算基準書 I -2-①-2 ①直接工事費 2 歩掛 (2) 見 積りによる施工歩掛の決定について」に該当するものについて、工種、歩掛構成 (名称、規格、単位、数量)、日当り施工量等を明示。
(省略)	(省略)

入札公告時における積算参考資料の明示要領(試行) 新旧対照表 【3/3】

※対象関係が明確になるよう下線部分のみ変更

新	IB
3ページ	3 ~-
市土木工事設計単価表など、一般に公表されている積算に用いる資料からでは決定が出来ない事項か否かで判断すること。 (2) 見積り徴収先には、情報開示請求があった場合の開示対象となり得ることを条件に付し、様式1を用いて見積り依頼を行うこと。 (3) 積算参考資料の明示は、様式2、様式3及び様式4を標準として行うこと。 (4) 以下に掲げる事項は、本要領施行後も明示は行わないこと。 ア) 物価資料における、掲載頁及び価格 イ) 見積り等における、個々の見積り価格 ウ) 見積り等及び見積り歩掛における、見積り徴収先	市土木工事設計単価表など、一般に公表されている積算に用いる資料からでは決定が出来ない事項が否かで判断すること。 (2) 見積り徴収先には、情報開示請求があった場合の開示対象となり得ることを条件に付し、様式1を用いて見積り依頼を行うこと。 (3) 積算参考資料の明示は、様式2、様式3及び様式4を標準として行うこと。 (4) 以下に掲げる事項は、本要領施行後も明示は行わないこと。 ア) 物価資料における、掲載頁及び価格 イ) 見積り等における、個々の見積り価格 ウ) 見積り等及び見積り歩掛における、見積り徴収先
6 その他 本要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、別途決 定するものとする。	6 その他 本要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、別途決 定するものとする。
附 則 本要領は、令和2年9月1日から施行する。	附 則 本要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
附 則 本要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。	附 則 本要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
附 則 本要領は、令和7年7月1日から施行する。	